

一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会

令和7年度 主任介護支援専門員更新研修 受講要件③に係る対象研修実施機関について
(令和8年3月9日現在)

受講要件③の対象となる研修実施機関については、下記のとおりです。

受講要件③に係る履修証明書が発行されるかについては、研修実施機関に直接お問い合わせください。

・**地方公共団体及び地域包括支援センター**

(兵庫県外の地方公共団体及び地域包括支援センターを含みます)

・**兵庫県介護支援専門員協会**

(当協会が実施する研修単位認定制度の認定を受けている研修が対象です)

・**兵庫県介護支援専門員協会のエリア及び地域支部**

(当協会が実施する研修単位認定制度の認定を受けている研修が対象です)

・**各都道府県の介護支援専門員協会**

※兵庫県以外の介護支援専門員協会のエリア及び地域支部については対象外です。

・**日本介護支援専門員協会**

・**兵庫県福祉人材研修センター**

(介護支援専門員に関わる法定外研修に限ります)

・**当協会が認めた機関(表1を参照)**

(本協会が実施する研修単位認定制度の認定を受けている研修が対象です)

(表1) 当協会が認めた機関 (五十音順) (令和8年3月9日現在)

兵庫県社会福祉協議会
兵庫県医師会
兵庫県医療ソーシャルワーカー協会
兵庫県栄養士会
兵庫県介護福祉士会
兵庫県介護老人保健施設協会
兵庫県言語聴覚士会
兵庫県作業療法士会
兵庫県歯科医師会
兵庫県歯科衛生士会
兵庫県社会福祉士会
兵庫県精神保健福祉士協会
兵庫県地域包括・在宅支援センター協議会
兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会
兵庫県薬剤師会
兵庫県理学療法士会
兵庫県老人福祉事業協会

※当協会が認めた機関については、県域を活動範囲とする職能団体を対象としています。
現在、市町単位の団体は対象外です。

[対象となる研修について]

- ・介護支援専門員の資質の向上に関する内容で開催された研修が対象です。
- ・介護支援専門員を含む専門職を対象に開催された研修が対象です。
- ・「氏名、介護支援専門員登録番号、研修日、研修名、研修会場、実施機関、発行日、実施機関代表者名」が記載され、「実施機関代表者の職印」が押されている履修証明書が発行される研修が対象です。

※介護支援専門員の業務遂行のために必須とされている研修は対象外です。

(対象外：介護予防マネジメント研修、訪問調査員研修 介護支援専門員証更新のための法定研修 等)